

公益社団法人地域医療振興協会 (施設名 東通地域医療センター)

医療介護資格取得学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会 東通地域医療センター（以下「センター」という。）の職員の確保を図るため、医療介護職等の養成を目的とする大学、短期大学及び専修学校又は養成課程をもつ学校（以下これらを総称して「学校」という。）に入学を希望する者又は在学中の学生等に対し、奨学金の貸与を行うことによって医療介護職等の養成の援助を行い、以ってセンターの安定的な医療介護職等の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 奨学金 学生に貸与する修学資金をいう。
- 二 奨学生 奨学金を貸与された学生をいう。

(貸与要件)

第3条 奨学金は、医療介護職等の資格を取得して直ちに当施設に採用されることを希望する成績優秀かつ心身が健全な学生に貸与するものとする。

(申請手続)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする学生（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる手続書類を東通地域医療センター長（以下、「センター長」という。）に提出するものとする。

- 一 奨学金貸与申請書（様式第250号の1）
- 二 連帯保証人連絡先届出書（様式第250号の2）（2名分とし、各々の住民票及び印鑑証明書）
- 三 履歴書
- 四 在学証明書、入学合格通知書（左記のうち取得可能なもの全て）
- 五 成績証明書
- 六 申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を2人立てるものとし、前条に定める連絡先届出書は連帯保証人が自署にて記載するものとし、各々の連帯保証人の住民票、印鑑証明書を添付のうえセンター長に提出するものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯してこの規程に定める一切の金銭債務を負担するものとする。
- 3 第1項の連帯保証人のうち、1人は父または母（両親がいない場合は兄姉またはこれにかわる者）とし、他の1人は、奨学生と非同居で独立の生計を営む者でなければならない。

(貸与の決定)

第6条 奨学金の貸与にあたり、センターは申請者に対し面接試験を実施し貸与の可否を決定し、貸与することに決定した者には奨学金貸与決定通知書（様式第250号の3）により、貸与しないことに決定した者には奨学金否貸与決定通知書（様式第250号の4）により通知するものとする。

(契約書等の提出)

第7条 前条の奨学金貸与決定通知書を受けた学生は、通知受領の日から20日以内に奨学金貸与契約書（様式第250号の5）及び奨学金口座振込依頼書（様式第250号の6）をセンター長に提出しなければならない。

(貸与期間及び貸与額)

第8条 奨学金を貸与する期間は、原則として、奨学生が学校に入学した日が属する月から、卒業までに必要な最短修学年限をもって卒業する場合の卒業日が属する月までとし、同期間中の各月に対して月額50,000円を貸与する。

2 学校入学日が属する月よりも後の月以降に奨学金貸与の決定を受けた者にあっては、決定を受けた日が属する月を前項の期間の始期とする。ただし、センターの判断により、最大で学校に入学した日が属する月まで、遡及して貸与期間の始期とすることができるものとする。

(貸与方法及び貸与日)

第9条 前条1項の各月に対する奨学金は、原則として、貸与期間中の各月25日に届出口座に振り込む方法により貸与する。

2 前条2項ただし書により貸与期間の始期の遡及が認められた場合の遡及期間分の奨学金及び前条3項の入学支度のための奨学金は、奨学金貸与の決定を受けた日以降最初に到来する前項の貸与日に貸与する。

3 前2項の貸与日が休日または土曜日に該当するときは、その前日以前で本来の貸与日に最も近い休日または土曜日でない日に貸与する。

(貸与の休止)

第10条 奨学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、その間奨学金の貸与を休止するものとする。ただし休学の理由、学生の経済的状況等を勘案のうえ、引き続き貸与することができる。

2 奨学生は、休学または停学の処分を受けたときには、ただちにその旨をセンター長に報告しなければならない。復学したときも同様とする。

(貸与の停止及び解除)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸与を停止する。また、センターはその判断により、停止後に、貸与契約を解除することができるものとする。

一 傷病、疾病等のため、学校を卒業できる見込みがなくなったとき。

二 学業成績または素行が不良となったとき。

三 その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

四 管理者が貸与を停止または契約を解除することが適当と認めたとき。

2 前項第一号から第三号に該当した場合、奨学生はセンター長に直ちにその旨を報告しなければならない。

(貸与契約の解除)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

一 退学

二 死亡

三 学校を卒業できる見込みがなくなったとき

四 東通地域医療センター以外特定の病院等への就職を条件とした奨学金の貸与を受けたとき

五 第3条の貸与要件を満たさなくなったと認められたとき

- 六 本規程の条項に違反したとき
- 七 センター長が契約を解除することが適當と認めたとき

(奨学生の返還)

第13条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた奨学生の合計額（以下「奨学生合計額」という。）に、利息を付して返還しなければならない。この場合の奨学生合計額の利息は、貸与を受けた月毎に貸与を受けた日から次の各号に掲げる日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額とする。

- 一 センターが、第11条又は第12条の規定に基づき、奨学生貸与契約を解除したとき
　　貸与契約の解除日
- 二 奨学生がセンターへの入職を辞退したとき
　　第8条に定める貸与期間の最後の月の末日
- 三 奨学生がセンターの行う医療介護職等の採用試験に不合格となり、センターが採用不可能と判断したとき
　　第8条に定める貸与期間の最後の月の末日
- 四 奖学生が、医療介護職等の国家試験等に不合格となつたとき
　　合格発表翌月の末日
- 2 奨学生が前項第四号に該当し、翌年度に医療介護職等の国家試験等を再受験するため、医療介護職等の助手等（臨時職員）として、センターに勤務した場合は、その1年間に限り返還を猶予するものとする。
- 3 奨学生が医療介護職等の国家試験等に合格した後直ちにセンターに勤務し、その後センターを退職した場合であつて、退職時点で、返済未了または免除未了の奨学生（以下「奨学生残額」という。）が残存する場合には、奨学生は、退職した日の属する月の翌月の末日までに、奨学生残額に利息を付して返還しなければならない。この場合の利息は、返還しなければならない貸与された奨学生の月毎に、貸与を受けた日から退職した日までの日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。

(産前産後休暇期間等)

第14条 奨学生残額がある期間中に、産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得する場合は、当該休暇又は休業期間は第15条第一号及び前条第3項の規定においてセンターに勤務した期間に含めない。

(奨学生返還債務の免除)

第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める奨学生返還の債務を免除するものとする。この場合、返還の債務を免除する奨学生は、最初に貸与したものから順次行うものとする。

- 一 奨学生が、医療介護職等の国家試験等に合格した後直ちに、医療介護職等としてセンターに勤務したとき毎月1日から当該月の末日まで勤務する毎（休職、欠勤等で無給となる日がある月を除く）に、貸与した奨学生の合計額を貸与期間の合計月数で除した額を当該月の末日に免除
- 二 前号に規定する在職期間中に労働災害による障害のために業務を継続することができなくなったとき
　　若しくは業務に服することができない期間がある場合
　　業務に服することができない期間を勤務したものとして、前号の規定を適用した額を当該月の末日に免除
- 三 前2号に規定する在職期間中に労働災害により死亡した場合
　　死亡時に奨学生残額を免除

- 四 前3号に定める場合の他、センター長が特に認めたとき
センター長が認めた日にセンター長が認めた額を免除
- 2 奨学生に、第10条に定める休止期間あるいは第11条に定める停止期間があるときは、同期間の月数（1ヶ月未満は切り捨てる）を前項第一号及び第二号の貸与期間の月数に加えるものとする。

(延滞利息)

第16条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年間4.3%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない

(特例措置)

第17条 奨学生が病気等やむを得ない事情があると認められる場合は、返還しなければならない奨学金の一部を減額し、または全額を免除することができる。

(報告義務)

第18条 奨学生は、毎年4月末までに成績証明書により学業成績を報告しなければならない。また、契約書、連帯保証人連絡先届出書等の記載内容に変更が生じた場合には、その旨を速やかに報告しなければならない。

(疑義の調整)

第19条 この規程に定めのない事項及びこの規程に疑義が生じた場合は、必要に応じてセンターと学生が誠意をもって協議し、民法その他の法令に従い解決するものとする。

(庶務)

第20条 この規程に関する庶務は、事務部 総務において行うものとする。

(雑則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年9月1日より施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日より施行する。